

1. 件 名：女川原子力発電所設置変更許可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等）に関する審査会合への対応について
2. 日 時：令和5年9月7日 15時00分～15時15分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、
大塚安全審査官、小野安全審査官、平本安全審査専門職、
田代審査チーム員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副部長、他10名

5. 要 旨

- (1) 東北電力株式会社から、令和5年9月7日の第1183回審査会合において指摘がなされた別紙に示す事項の確認及び今後の作業方針等について説明があった。

上記の説明を受け、原子力規制庁は、東北電力株式会社に対して、本日の審査会合の指摘を踏まえた説明資料の作成を指示するとともに、指摘事項に対する回答については、今後も引き続き審査会合等において確認していく旨伝えた。

6. その他

関連資料：

- ・ 別紙（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1183回）女川原子力発電所に関する指摘内容）

以上

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1183回）
女川原子力発電所に関する指摘内容

- 所内常設直流電源設備（3系統目）（以下、「第三電源」という。）の設置について、直流駆動低圧注水系は第三電源の負荷として見込まないとしているが、基準適合性の観点から説明すること。
- 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等に係る申請書の変更理由を適切に修正すること。
- 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等に伴い、撤去する配管の管理処分方法について説明すること。

以上